

令和元年度裾野市農業委員会 7月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時20分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
		8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
		10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
		11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利	4	鈴木 昭子	5	手綱 史芳
---	-------	---	-------	---	-------

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	勝又実佐男	7	西島美津代
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第 7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中9名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 勝又実佐男委員、7番 西島美津代委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。
 報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 (議案朗読)

議 長 　　ただ今の報第6号について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理についてを議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について（議案朗読）

議 長 　　ただ今の報第7号について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1及び 番号2は関連がありますので、一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1及び 番号2（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 8番 飯塚芳正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、マックスバリュ裾野茶畑店から東に約90mのところの位置しています。申請地は市街化調整区域内にある農地です。申請2件併せて4筆あり、面積は2,315㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。

申請地は渡人が昭和52年から平成4年にかけて相続により取得しました。渡人は高齢で、また後継者がおらず耕作管理が難しいため、前から耕作管理をお願いしていた受人夫婦に対し、申請地を購入してもらえないか相談していました。

一方、譲受人兩名は三島市在住の専業農家で、農業経営の拡大を検討しており、申請地を買い受けることで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人夫婦で行いますが、兩名とも40年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は23,888㎡で、下限面積を満たしています。譲受人は三島市在住ですが、通作に係る時間は自宅から徒歩で5分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、甘露、里芋を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 　　質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号1及び番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3及び 番号4は関連がありますので、一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3及び 番号4
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、市道1-4号線、通称農免道路上にある石舟橋から北西に約50mのところに位置しています。

申請地は市街化調整区域内にある農地です。申請2件併せて2筆あり、面積は55.45㎡で、地目は番号3申請地が登記簿・現況ともに畑で、番号4申請地が登記簿田・現況畑です。

番号3申請地は平成15年に、番号4申請地は昭和55年に、それぞれの渡人が相続により取得しました。いずれの申請地も、市道千福公文名線の工事により残される狭小な農地で、今後の耕作管理について検討したところ、申請地隣地の耕作を行っている受人が買い受け、申請地隣地と合わせて耕作管理を行っていくことで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人と妻で行いますが、両名とも40年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は5467.67㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から徒歩で1分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号3及び番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に 議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第15号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 関野孝平委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、ひかり幼稚園から南に約10mのところのところに位置しています。申請地は市街化調整区域内にある農用地です。面積は1,222㎡で、地目は登記簿が田、現況が休耕地です。

申請地は、平成22年に渡人が相続により取得しました。ですが、渡人は市外在住で通作が難しくまた耕作経験がないため、申請地の維持管理が行えず、申請地は雑草が生い茂っている状況です。

一方受人は、隣地の田を耕作しており、病虫害の発生や雑草の繁茂などの影響を抑えるため、数年前から部分的に申請地の草刈りを行っていました。そこで、今後の適切な維持管理を検討し田結果、受人が申請地を購入することで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人と妻で行いますが、両名とも経験や技術についても問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は4,325.77㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から車で5分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、水稻を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

飯塚芳正委員 申請地は現況が休耕地で、現場写真からもかなり荒廃化している様子が確認できますが、今後の営農は問題なく行われるのでしょうか？

関野孝平推進委員 譲渡人は農業経験がなく遠方に住んでいるため維持管理を全く行えていませんでしたが、申請地隣地を耕作している譲受人は適切な耕作管理を行っています。そのため、申請地についても今後これ以上状況が悪化することはないかと思えます。

議 長 その他、発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野インターチェンジの約700m西側に位置します。現況は畑となっ

ています。

借人は、申請地から約100m西側に本社を構え、運送事業等を行っております。事業拡大に伴い車両が増え、駐車場が足りなくなったことから本社付近に駐車場用地を探しており、貸人に相談したところ、貸人も維持管理に苦慮していたことから両社が合意し、申請に至りました。

申請地は、もともと農用区域内農地に指定されていましたが、平成30年10月の全員協議会で同意をいただいている案件で、今年の2月に除外手続きが完了しています。現在の農地区分は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。本案件は2,000㎡を超えることから土地利用事業に該当しますが、事前に承認を得ております。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は駐車場、西側と南側は農地、東側は道路に接しています。敷地内の勾配は申請地南東側調整池が一番低く、雨水は南側に設けた雨水排水施設を通して、調整池へと放流します。以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第16号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野市水道庁舎の約240m南西側に位置します。現況は芝畑となっています。

賃借人は、車の電気系統の修理業等を営んでおり、大型トレーラーやトラックのメンテナンスで整備工場に車両を入れる際、前面道路(旧国道246号線)の渋滞を引き起こす原因となっていたため、近隣で車両を駐車できる場所を探していました。

申請地は、大型車両が通行できる道路に接しており、整備工場からも近かったため、貸人に相談したところ、現在は芝の保全管理程度の状態であり、維持管理に苦慮していたことから、両者が合意し、申請に至りました。農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は宅地、西側・北側は道路、南側は貸人の残地農地に接しています。場内は碎

石敷きとし、雨水排水のための集水樹を4箇所設置し、西側側溝へ放流します。また、東側住宅との境には、素掘り側溝を整備し、南側農地との境には、枕木を並べ砂利及び雨水対策を講じることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第16号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 及び 番号2は関連があるため、一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 及び 番号2
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は須山浅間神社から北西に約370mのところの位置しています。申請地は農業振興地域内にある農用地で3筆あり、地目は公簿が田で、現況はすべて農業用施設用地です。面積は3筆合計で2,843㎡です。

番号1貸人は平成16年に、番号2貸人は平成14年に相続により利用権設定地を取得しました。両人は平成25年から農地利用集積円滑化事業を活用して借受者に利用権を設定し、貸し付けていました。その期間が令和元年9月末で満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者は裾野市及び伊豆の国市の認定農業者で、ハウスでイチゴの生産を行っております。経営農地は裾野市と伊豆の国市を合わせて125aあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は6年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、イチゴを作付けする予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第17号 番号1及び番号2について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3
（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は裾野市運動公園入り口から南に約60mのところに位置しています。申請地は農業振興地域内にある農用地で、地目は登記簿が田、現況は畑です。面積は1,260㎡です。

貸人は、平成12年に相続により利用権設定地を取得しました。平成25年から農地利用集積円滑化事業を活用して借受者に利用権を設定し、貸し付けていました。その期間が令和元年9月末で満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者の経営農地は64,969㎡あり、効率的に管理されています。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は6年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、芝を作付けする予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第17号 番号3について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

議 長

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会7月総会を閉会します。

令和元年7月10日（会議録署名人）

6番署名人 勝又 実雄 男

7番署名人 西島 美津代

